

幼保連携型認定こども園 豊こども園 園則及び運営規程

第1条 社会福祉法人旭東愛児会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊こども園
- (2) 所在地 岡山市東区西大寺川口279

(施設の目的及び運営方針)

第2条 豊こども園(以下「当園」という。)は、就学前の子供の教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子供に対する教育並びに保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行い、これらの子供の健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2. 当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(認可定員及び学級の編制)

第3条 当園の認可定員は、105人とし、満3歳以上の子供については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2. 1学級の子供の数は、35人以下を原則とする。
3. 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子供で編制することを原則とする。

(教育・保育年限)

第4条 当園の教育・保育年限は1年、2年、3年、4年、5年、6年及び7年未満とする。

(子供の区分ごとの利用定員)

第5条 当園の子供・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 教育標準時間の認定を受けた子供(1号認定) | 15人 |
| (2) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上の子供(2号認定) | 55人 |
| (3) 保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳未満の子供(3号認定) | 35人 |

(入園資格)

第6条 当園の入園できるものは、次のとおりとする。

- (1) 満3歳以上の子供。(1号認定)

(2)以下のいずれかの要件に当てはまり、「保育に欠ける」証明を有する、生後6ヵ月～満6歳
11ヵ月までの子供(2号・3号認定)

- ・保護者の居宅外就労
- ・保護者の居宅内労働(自営・内職など)
- ・産前産後
- ・保護者の傷病または心身障害
- ・同居親族の介護

(提供する教育・保育等の内容)

第7条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。)
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) その他 子供の生活全体が豊かになるための便宜の提供

(教育課程)

第8条 当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、編成する。

(教育・保育を行う時間等)

第9条 当園の教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

1. 教育標準時間認定(1号認定)に係る教育・保育時間

- (1) 教育・保育時間(1号認定) 月～金の 9:00～14:00
- (2) 預かり保育 月～金の上記以外の時間において、7:00～8:59、14:01～18:30までの範囲で預かり保育。18:31～19:30で預かり保育の延長を提供する。

2. 保育標準時間認定(2号・3号認定)に係る教育・保育時間

- 7:30～18:30までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間とする。
上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18:31～19:30までの範囲内で延長保育を提供する。

3. 保育短時間認定(2号・3号認定)に係る教育・保育時間

- 8:30～16:30までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間とする。
上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7:30～8:29、及び16:31～19:30までの範囲内で、延長保育を提供する。

(学年及び学期)

第10条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 1年を次の3学期に分ける。
 - (1) 第1学期 4月 1日～ 7月31日
 - (2) 第2学期 8月 1日～12月31日
 - (3) 第3学期 1月 1日～ 3月31日

(休園日)

第11条 当園の休園日は次のとおりとする。

1. 1号認定の子供
 - (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
2. 2号・3号認定の子供
 - (1) 日曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
3. 保育上必要がある又はやむを得ない理由があるとき、園長は前項に規定する休園日のほかに休園日を設け、又は休園日に保育を行うことがある。

(教育及び保育を行う日時数)

第12条 当園の教育及び保育日数は次のとおりとする。

- (1) 保育を必要としない子供の教育日数は週5日、1日当たりの教育時間は4時間とし、年間39週を下回らない。
- (2) 保育を必要とする子供の教育及び保育日数は週6日、1日当たりの教育及び保育時間は原則として8時間とする。

(子育て支援事業の実施)

第13条 当園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子育て支援事業を行う。内容については、次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する保護者、地域の方からの相談に応じる。
- (2) 「園だより」「子育て支援だより」等の配布、ならびに「子育て講演会」等の開催により、子育てに必要な情報を提供する。
- (3) 園庭・運動場の開放を行い、保護者、地域の方の交流を図るとともに、親子の触れ合いの場を提供する。
- (4) 保護者、地域の方に絵本の貸し出しを行い、親子が相互に交流できる場所を開設する。

(一時預かり事業)

第14条 当園は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児に対して一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(入園)

第15条 当園の入園は、1号認定は選考のうえ園長が許可、2・3号認定は岡山市によって許可される。

2. 入園の時期は、原則として学年の初めとする。(途中入所も可とする。)

(入園申込手続及び選考方法)

第16条 当園に入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ)を志望する子供は、所定の入園願書(申込書)を園長に提出しなければならない。なお、教育標準時間認定(1号認定)を受けた子供は園に、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供は居住市町村に申し込むものとする。

2. 利用の申込みのあった教育標準時間の認定(1号認定)を受けた子供と、現に当園を利用している教育標準時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合については、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第6条第2項により、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて明示した公正な方法により選考する。
3. 利用申込のあった保育時間の認定(1号認定)を受けた子供と現に当園を利用している保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の総数が利用定員の総数を超える場合については、利用調整基準に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4. 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。
5. 当園は、保育時間の認定(2号・3号認定)を受けた子供の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第7条各項により、できる限り協力する。
6. 本条第2項及び第3項の規定に関わらず、在園する子供の支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。
7. 1号認定児について、定員を超える申し込みがあった場合の選考方法は下記のとおりとする。
 - ① 持ち上がりの児童を優先する。
 - ② 豊小学校区に居住する児童を優先する。
 - ③ 西大寺中学校区に居住する児童を優先する。

(入園手続)

第17条 当園に入園を許可された子供の保護者は、当該入園許可の日から指定の期日に入園手続を行わなければならない。

(入園の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否)

第18条 当園に入園を許可された子供、および当園を利用中の子供は、以下の場合において入園許可の取り消し、出席停止、入園・退園・継続利用の可否を園が決定することがある。

- ・ 本園、および岡山市が子供への予防接種を勧奨しても頑なに拒否される世帯に対し、一時保育の利用、入園許可の取り消し、退園を決定することがある。
- ・ 入園決定にあたり、本園の求める必要な「利用契約書」等を期限内に提出されない場合は、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 入園日に理由なく登園しない子供について、入園許可を取り消すことがある。
- ・ 子供が、疾病等の理由により出席することが適さないと判断した際は、出席の停止を命じることがある。
- ・ 在園中に利用料等の未納が3ヵ月以上に及んだ子供について、登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときは、岡山市長と協議の上、退園させることができる。当園は退園後も未納分の保育料を請求することができるものとする。
- ・ 本園の敷地内や駐車場、また本園の所有する土地にて「物品販売やパンフレット等の配布」「建物に掲示すること」「演説」「保護者や職員に対しての寄付の強要」「職員や他の保護者への宗教等の布教活動」等を含めての勧誘が行われた時は、場合によっては退園させることがある。
- ・ 職員や他の子供に対しての「個人情報 の詮索」「SNSによる個人情報 の流出による拡散」「情報拡散による混乱」「プライバシーの侵害」「暴言」「大声での叱咤」「セクシャルハラスメント行為」等のトラブルが起きた場合は、園長の権限によって退園させることがある。
- ・ 本園の送迎の駐車場の利用規則や禁煙、また本園の敷地内に限らず、本園の駐車場から登園、降園する距離範囲内での禁煙に対して、本園からの助言や忠告に従ってもらえない場合は、退園させることがある。
- ・ 子供が小学校就学の始期に達したときは「教育・保育」の利用は終了となる。加えて、保育利用の子供が、2号又は3号の支給認定の対象外となったとき、または、児童福祉法による措置が解除された場合は、継続利用できないこととなる。

(退園、転園及び休園)

第19条 当園を退園、転園及び休園しようとする子供は、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

(修了証書の授与)

第20条 園長は、当園の教育・保育課程を修了した者に修了証書を授与するものとする。

(賞 罰)

第21条 園長は、心身の発達が著しい園児又は他の模範となる園児を表彰する事ができる。

2. 他の園児に対し、教育上好ましくないと思われるものは、これを1週間以内の登園停止とすることがある。(1号認定)

(保育料等)

第22条 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日岡山市条例第122号)第13条第1項により、子供の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2. 当園においては、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 給食食材費
教育時間の認定(1号認定)を受けた子供 主食費、副食費
保育時間の認定を受けた子供のうち満3歳以上(2号認定)の子供 主食費、副食費
- (2) その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの、園長が徴収金額を定める
- (3) 教育時間の認定を受け、かつ施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた子供は預かり保育料を毎月園に支払い、3ヶ月毎に岡山市へ申請を行ったのち、支払い分が返金される

第23条 当園に在園する者は、毎年その月分の利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

2. 口座振替日に残高不足によって引き落としができなかった場合は、振替月の翌月10日までに、当園の口座※に振り込みをする。振込手数料は自己負担とする。なお未納期間が3ヵ月以上の場合は、園則第25条の適用対象となる。

※銀行名:中国銀行 支店名:西大寺支店 普通 口座番号:820580
口座名義:社会福祉法人 旭東愛児会 理事 小村 治子

(利用料等の返金制限)

第24条 既納の利用料等は返金しない。ただし、前払い費用に該当するものを除く。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第25条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、令和6年4月1日現在、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主幹保育教諭 3名
- (4) 保育教諭 15名
- (5) 看護師 1名
- (6) 事務職員 1名
- (7) 調理員・栄養士 3名

2. 前項の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。
3. 本条に定める職員の職務は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(園医等)

第26条 当園に園医、園歯科医、園薬剤師を置く。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第27条 当園においては、子供の安全の確保を図るため、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により緊急時における対応マニュアルを作成し、訓練等を行う。

2. 当園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第18条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第28条 当園は、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条4項に従って子供に対する人権の擁護及び虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(小学校との連携)

第29条 教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第30条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子供が小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 保育時間の認定を受けた子供の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき(1号認定)
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。
2. 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した子どもには、修了証書を授与する。

(付則)

この規程は令和6年4月1日より施行する。